平成２９年（フ）第６７４号
千葉県市川市大町105番地76（コーポＡＫ102号）
債務者　森　　鶴喜
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６９４号
千葉市若葉区西都賀１丁目14番15号　ラプソディ西都賀Ａ201号
債務者　阿部　恭夏
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７０５号
千葉市若葉区東寺山町1065番地11　グリーンカーネル203号
債務者　星野　　徹
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７０７号
千葉県市川市福栄２丁目13番17―103号　（ベレオ福栄）
債務者　若元　一生
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６９号
川崎市川崎区小田４丁目18番12号　ユナイト小田ウイリアンの瞳　102
債務者　山本　勇輝
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
川崎市高津区新作１丁目１番20―402号　コンフォール橘
債務者　高木　　剛
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９８号
川崎市宮前区宮崎134番地１　ヴァンテアン103
債務者　古磯　綾子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３０７号
川崎市多摩区布田21番８号　フラワーハイム302
債務者　河野　忠司
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３１４号
川崎市多摩区宿河原６丁目31番30号　スターアレイ　101、前住所川崎市高津区坂戸１丁目12番13―503号
債務者　下川由香里
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２１号
川崎市川崎区大島５丁目１番３号　村川ハイツ　202
債務者　長原　政明
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７５号
川崎市川崎区小田栄１丁目５番18号　恵荘２
債務者　山本　俊樹
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８６号
川崎市高津区向ケ丘27番地４　ボヌール梶ヶ谷　Ｃ103
債務者　三村　広明
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９４号
川崎市幸区小倉３丁目９番22―503号　シンフォニーヤマコ１
債務者　三浦喜久男
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
長野市大字高田2089番地１　コーポ高田103号室
債務者　上野　政行
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
愛知県豊橋市松村町10番地１（105）
債務者　渡會　信二
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５５号
北海道旭川市末広１条13丁目３番６号
債務者　財津　良平
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３６号
北海道旭川市春光台４条５丁目13番５―532号　市住532号
債務者　関　　徳江
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部